

学校法人川村学園寄附行為

(昭和25年 9 月15日定)

第1章 名称及び事務所の所在地

(名称)

第1条 本法人は、学校法人川村学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本法人は、事務所を東京都豊島区目白2丁目22番3号に置く。

第2章 目的及び設置する学校等

(目的)

第3条 本法人は、本学園設立の精神に則り、社会の要請と時勢の進運に適応する心身共に健全な国民を養成することをもって目的とする。

(設置する学校)

第4条 本法人は、前条に規定する目的を達成するため、左に掲げる学校を設置する。

- | | | |
|--------------|----------|----------------------------|
| (1) 川村学園女子大学 | 大学院 | 人文科学研究科 |
| | 文学部 | 国際英語学科・史学科・心理学科・
日本文化学科 |
| | 教育学部 | 幼児教育学科・児童教育学科 |
| | 生活創造学部 | 生活文化学科・観光文化学科 |
| (2) 川村高等学校 | 全日制課程普通科 | |
| (3) 川村中学校 | | |
| (4) 川村小学校 | | |
| (5) 川村幼稚園 | | |

(附帯事業)

第4条の2 本法人は、本法人が行う教育研究事業に附帯する事業として、左に掲げる保育所を設置する。

- (1) 川村学園女子大学附属保育園

第3章 役員

(役員)

第5条 本法人に、左の役員を置く。

- (1) 理事 11人以上15人以内
(2) 監事 2人

2 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事の選任)

第6条 理事は左の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の設置する学校の学長、校長、園長のうちから、理事会において選任した者
1人
- (2) 評議員のうちから、理事会において選任した者
1人
- (3) 本法人の功労者又は学識経験者につき、理事会において選任した者
9人以上13人以内

2 前項第1号及び第2号において選任された理事がその地位を退いたときは、退任する。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、5年とする。ただし再任を妨げない。

2 理事及び監事は、その任期満了の後も、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

3 補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任及び退任)

第8条の2 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至った時。

(理事長及び常務理事)

第9条 理事のうち1人は、理事の互選により、理事長となる。

2 理事（理事長を除く。）のうち1人を、理事長の推薦により理事会の議決を経て、常務理事とすることができる。

3 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、本法人内部の事務を総括し、且つ学校法人の業務につき本法人を代表する。

4 常務理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を分掌する。

5 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が、理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

6 理事長及び常務理事は有給とすることができる。

(理事の代表権の制限)

第10条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

(理事会)

第11条 本法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

- 2 理事会は、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
- 5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 8 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 理事会に出席しない理事は、書面をもって意思を表示し、又その代理を他の理事に委任して議決に加わることができる。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第12条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席理事全員が記名押印し、常にこれを事務所に保管する。

(監事の職務)

第13条 監事は、私立学校法第37条第3項に規定する左の職務を行う。

- (1) 本法人の業務を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 本法人の業務又は財産の状況について監査した結果、不正の点又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のあることを発見したときは、これを所轄庁又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をなすために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第14条 評議員会は、評議員23人以上31人以内をもって組織する。ただし、評議員の数は、在職する理事数の2倍を下回ることができない。

(評議員の選任)

第15条 評議員は、左に掲げる者とする。

(1) 本法人の職員で評議員会において推薦された者のうちから理事会において選任した者
11人

(2) 本法人の設置する学校卒業生の同窓会員のうち、年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者
3人

(3) 本法人の設置する学校の後援会の会長又は副会長の職にある者のうちから理事会において選任した者
1人

(4) 本法人の功労者又は学識経験者のうちから、理事会において選任した者

8人以上16人以内

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1号及び第3号の評議員は、本法人の職員又は本法人の設置する学校の後援会の会長又は副会長の地位を退いたときは評議員を退任する。

3 補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会の招集)

第17条 評議員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

3 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

4 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、会議のつど、評議員の互選で定める。

(議事)

第19条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 評議員会は、あらかじめ通知された事項についてのみ、議事を開くことができる。

3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合には、議長は評議員として議決に加わることができない。

5 評議員会に出席しない評議員は、書面をもって意思を表示し、又はその代理を他の評議員に委任して議決に加わることができる。

(諮問事項)

第20条 左に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 第33条第1項第1号及び第2号の事由に因る解散
- (7) 以上の外、理事会において、評議員会の意見を聞くものと議決した事項

(報告事項)

第21条 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(議事録)

第22条 評議員会の議事につき議事録を作るものとする。

2 議事録には、議事の経過及び結果を記載し、議長署名の上、本法人の事務所に保管する。

第5章 資産及び会計

(資産)

第23条 本法人の資産は、左に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料、保育料、入学料、入園料及び入学検定料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(財産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 1 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 2 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第25条 基本財産は、処分してはならない。ただし、本法人の業務遂行上やむを得ない事由ある場合は、第20条の手続並びに理事会の議決を経て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第26条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な銀行、信託銀行及び信用組合の預金又は郵便貯金とし、若しくは確実なる有価証券の購入に充当して、理事長が保管する。

2 前項に掲げる以外の資産への運用は、理事会の議決を経なくてはならない。

(経費の支弁)

第27条 本法人の経費は、基本財産、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学料、入学検定料その他の運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第28条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算)

第29条 本法人の予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、評議員会に提案してその意見を聞き、理事会の議決を経て、決定する。

(予算外の義務負担その他)

第30条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務を負担し又は権利の放棄をしようとするとき、若しくは経費の支弁に不足を生じ借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)をする場合も、前条に準ずる。

(決算)

第31条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成する。

2 理事長において、前項の書類を評議員会に提出する場合には、あらかじめ監事の監査に付し、その意見を添えなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第31条の2 本法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の書類及び第13条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、本法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第6章 合併及び解散

(合併)

第32条 本法人が、他の学校法人と合併する場合は、第20条の手続並びに理事総数の3分の2以上の議決を経て、所轄庁の認可を受けなければならない。

(解散)

第33条 本法人は、左の事由に因って解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (2) 目的たる事業の成功の不能となった場合で出席理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 私立学校法第62条の規定に基づく所轄庁の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては所轄庁の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第34条 本法人が、解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、他の学校法人その他教育の事業を行う者につき、理事会の議決を経て選定された者に帰属する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為を変更する場合は、第20条の手續並びに理事総数の3分の2以上の議決を経て、所轄庁の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、第20条の手續並びに理事総数の3分の2以上の議決を経て、所轄庁に届け出なければならない。

第8条 公告の方法その他

(公告の方法)

第36条 公告は、本法人の事務所に掲示して行う。

(施行規則)

第37条 この寄附行為の施行についての規則は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、所轄庁の認可を受けた日から施行する。

2 この法人組織変更当初の役員は、左の通りとする。（いろは順）

東京都豊島区目白町2丁目1,643番地	理 事	川 村 文 子
東京都豊島区目白町2丁目1,643番地	理 事	川 村 竹 治
東京都中野区野方町1丁目668番地	理 事	上 田 常 隆
東京都杉並区下高井戸1丁目269番地	理 事	山 本 理 一
東京都豊島区目白町2丁目1,600番地	理 事	山 口 幸 吉
東京都文京区弓町1丁目11番地	理 事	近 藤 庫 舟
神奈川県茅ヶ崎市小和田町浜須賀	理 事	三 條 西 公 正
東京都杉並区和泉町140番地	監 事	富 田 龍 一 郎
東京都目黒区三谷町63番地	監 事	高 山 國 雄

3 この寄附行為は、昭和26年3月24日から施行する。

4 この寄附行為は、昭和26年5月26日から施行する。

5 この寄附行為は、昭和27年4月11日から施行する。

6 この寄附行為は、昭和28年4月7日から施行する。

7 この寄附行為は、昭和37年11月14日から施行し、昭和35年12月1日から適用する。

8 この寄附行為は、昭和40年5月10日から施行する。

9 この寄附行為は、昭和46年6月18日から施行する。

10 この寄附行為は、昭和47年2月17日から施行する。

11 この寄附行為は、昭和50年7月24日から施行する。

12 この寄附行為は、昭和56年4月21日から施行する。

- 13 この寄附行為は、昭和61年7月15日から施行する。
- 14 この寄附行為は、昭和62年3月5日から施行する。
- 15 この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和62年12月23日）から施行する。
- 16 平成2年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。
- 17 平成3年8月9日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。ただし、川村短期大学の家政科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず平成4年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 18 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成4年12月21日）から施行する。
- 19 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成5年3月22日）から施行する。
- 20 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成10年4月24日）から施行する。
- 21 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成10年12月22日）から施行する。
- 22 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年11月8日）から施行する。
- 23 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。
- 24 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成13年10月30日）から施行する。
- 25 平成13年12月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。
- 26 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年3月2日）から施行する。
- 27 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
- 28 平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
- 29 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年8月23日）から施行する。
- 30 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年10月4日）から施行する。
- 31 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。
- 32 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年9月11日）から施行する。
- 33 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年3月30日）から施行する。
- 34 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年10月29日）から施行する。
- 35 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
- 36 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
- 37 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
- 38 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年6月25日）から施行する。
- 39 この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。
- 40 この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。